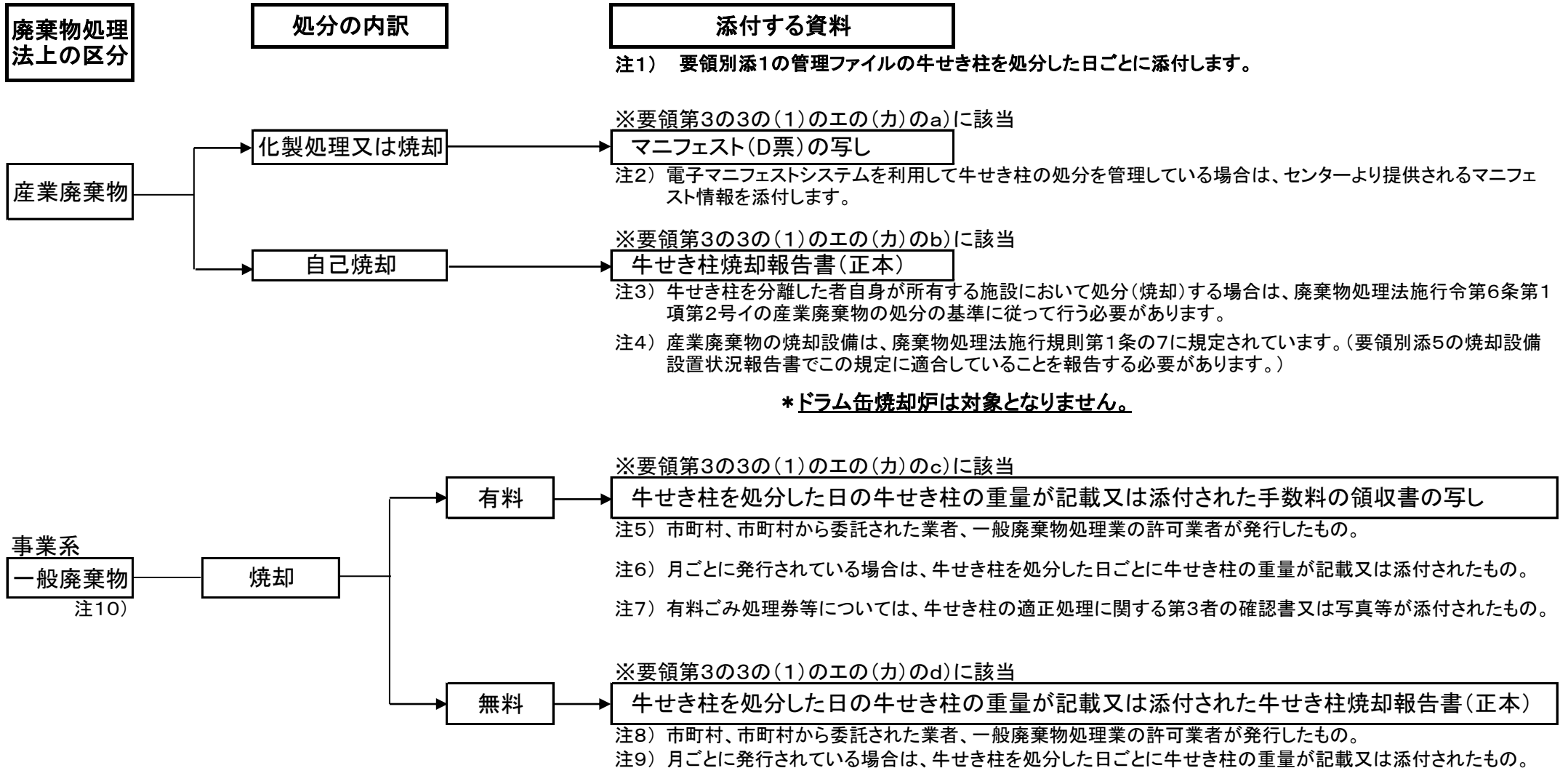


牛せき柱を分離し適正に処理していることを証する書面



***ドラム缶焼却炉は対象となりません。**

注10) 平成16年7月28日から一般廃棄物処理基準に従って適正に処理する場合に限り、一般廃棄物収集運搬業の許可業者以外の者が一般廃棄物となった牛せき柱の収集又は運搬の業を行うことができるようになりました。
 なお、この場合にあっても、一般廃棄物となった牛せき柱の処分(焼却)については、市町村、市町村から委託された業者又は一般廃棄物処分業の許可業者において行う必要があります。

* 要領とは食肉等流通合理化総合対策事業(牛せき柱適正管理等推進事業)実施要領を指します。